

茨木市おもちゃの貸出事業実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、子育てサークル及び子育て中の保護者グループに対し、市がおもちゃを貸し出すことにより、おもちゃを媒体として乳幼児の健やかな成長を図るとともに、保護者同士のつながりを促進することを目的とする。

(利用対象者)

第2 おもちゃの貸出事業の対象者は、次に掲げるものとする。

- (1) 市内の子育てサークル
- (2) 市内在住の小学校就学前の者とその保護者で構成されるグループ
- (3) 子育て中の親子を支援する団体

(貸出しおもちゃの品目)

第3 貸出しすることができるおもちゃの品目は、市長が別に定める。

(貸出手続)

第4 おもちゃの貸出しを希望するものは、予約後、貸出希望日の3日前までに、おもちゃの貸出申請書(別記様式)に必要な事項を記入し、市長に提出しなければならない。

(申請及び返却の受付)

第5 貸出しの申請及び返却の受付は、月曜日から金曜日までの午前10時から午後4時までの間とする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、茨木市文化・子育て複合施設「おにクル」休館日及び12月28日から翌年1月4日までは、除く。

(貸出期間)

第6 おもちゃの貸出期間は、当該おもちゃを貸し出した日の翌日から起算して3日間とする。

(貸出個数)

第7 おもちゃの貸出個数は、1回につき原則3種以内とする。ただし、こどもの参加人数が20人を超えるときは、その貸出個数を5種以内とすることができる。

(貸出しの制限)

第8 市長は、おもちゃの貸出しを受ける者あるいは受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、おもちゃの貸出しを制限することができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により貸出しを受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 営利を目的としていると認められるとき。

(4) 政治的又は宗教的な意図を持つと認められるとき。

(5) その他市長が不相当と認めたとき。

(弁償)

第9 おもちゃの貸出しを受けたものは、当該おもちゃを紛失し、滅失し、又は損傷（汚損を含む。）したときは、現品又は相当価格で弁償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、弁償を減額し、又は免除することができる。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、おもちゃの貸出しについて必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月12日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年10月31日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年12月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年1月25日から実施する。